

別記 1 (条例第 10 条第 1 項関係)

二つ以上の営業区域を統括する営業所の設置を行う場合の申出書

福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和 60 年福岡県条例第 31 号）第 10 条第 1 項の規定により、営業区域ごとの営業所の設置が義務付けられていますが、受託予定の浄化槽の状況等は次のとおりであり、生活環境の保全及び公衆衛生上支障が生じないと考えられますので、二以上の営業区域を統括する営業所の設置について認めていただくようお願いします。

1 統括営業所に関する浄化槽の状況について

営業所		浄化槽 管理士名	営業区域 (市町村名)	受託浄化槽等			
名称	所在地			浄化槽の規模			計
				50 人以下	51 人以上 500 人以下	501 人以上	
				基	基	基	基
				基	基	基	基
				基	基	基	基
合計				基	基	基	基

2 二以上の営業区域を統括する営業所を設置しても支障等が生じないとする理由等

浄化槽の規模、基数等を考慮して生活環境の保全及び公衆衛生上支障が生じないとする理由等について記載すること（地理的な条件、受託浄化槽、器具等の状況について）。
